

件 名	仕 様 書 番 号	17		
艦艇広報における 一般廃棄物の回収運搬作業	作 成 年 月 日			
	自 衛 隊 茨 城 地 方 協 力 本 部			

1 適用範囲
本仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部の「艦艇広報における一般廃棄物の回収運搬作業」について適用する。

2 役務に関する要求

(1) 役務の内容
契約相手側は、神栖市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の認定を受けている者とし、履行場所の一般廃棄物を運搬車両により巡回回収後、構外へ搬出し、廃棄物処理法に基づき清掃処理場に搬入することとする。

(2) 予定数量等

番号	内 容	予定数量	単 位	種 類
1	一般廃棄物の回収・運搬	16	袋	可燃物
		5		不燃物

(3) 回収場所
茨城県神栖市居切 北公共埠頭C岸壁（回収場所は官側の指示による。）

(4) 回収日
第1回 令和6年7月27日（土）
第2回 令和6年7月29日（月）

(5) 役務完了書類提出期限
令和6年8月2日（金）

3 その他

(1) 回収時間及び細部は官側の指示によるものとする。

(2) 回収時については、官側及び契約相手方双方の責任者が立合し、回収状況について齟齬が起きないように納得したうえで行うものとする。

(3) 本役務に必要な車両、消耗品及び作業員は全て契約相手側の負担とする。

(4) 請負金額には処分料を含むものとする。

(5) 搬出単位は「袋」とする。

(6) 搬出時の形態は、契約相手方の用意する神栖市指定のごみ袋（特大サイズ90リットル）とする。

(7) 役務終了後、処分が完了した証明書等（コピー可）を提出するものとする。

(8) 本作業中において、契約相手方の作業員が被った災害等に関して、当省の責めに帰すべき場合を除き契約相手方がその責めに任ずるものとする。

(9) 契約相手方は本仕様書に規定するほか、廃棄物処理に関する関係諸法規を遵守すること。

(10) 作業等において知り得た情報は、本契約履行上の関係者以外の職員及び第三者に漏らしてはならない。

(11) 本仕様書で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と協議するものとする。